

公正証書遺言作成のための準備について

遺言を公正証言で作成するには、予め次のものを用意してください。

- 1 遺言の内容を記載したもの（メモ等で、簡単なもので結構です）
- 2 資料として、下記のもの
 - (1) 遺言者の印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）1通
 - (2) 遺言者と相続人との続柄がわかる戸籍謄本・除籍謄本等
 - (3) 相続人以外の人に財産を遺贈する場合には、その人の住民票など
 - (4) 相続させる財産が
 - ア 不動産の場合には、土地・建物の登記簿謄本及び固定資産評価証明書
 - イ 不動産以外の財産の場合には、預金通帳、株券など
- 3 証人2人の立会いが必要です。その人の住所・氏名・生年月日・職業がわかるメモ。

ただし、次の人は証人になれません。

未成年者、推定相続人、受遺者並びに推定相続人と受遺者の配偶者及び直系血族。

なお、適当な証人がない方は、公証人にご相談ください。
- 4 遺言執行者（遺言を実行してくれる人）を決めておくとう便利です。

執行者の住所・氏名・生年月日・職業がわかるメモ。

執行者は証人の方でも、相続人でも、また受遺者でも指定することができます。
- 5 遺言公正証書の作成当日には、遺言者の実印、証人2人の認印（シャチハタなどのスタンプ式は不適）が必要です。
- 6 遺言の相談から作成日まで、日数を要することがありますので、予め、日時などを公証人とよく打ち合わせをしておくと、すべての面で好都合です。
- 7 遺言者が病気等で来られない時は、公証人が出張します。
- 8 手数料は相続財産がどの程度あるか、また、遺言によって財産を受け取る方が何人おられるか等の条件によって、異なってきます。詳しいことは、公証人に聞いてください（相談は無料です）。

福岡市博多区博多駅前3丁目25番24号

八百治ビル3階

博多公証役場

電話 092-400-2560

FAX 092-432-6681

Email hakataky@themis.ocn.ne.jp